

教第26号議案

神戸市立図書館協議会委員の委嘱の件

神戸市立図書館協議会委員を次のとおり委嘱する。

平成30年8月6日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

## 神戸市立図書館協議会委員の委嘱の件

### 1 委嘱する委員

別紙の通り

### 2 委嘱期間

平成 30 年 9 月 12 日から平成 32 年 9 月 11 日まで

## 理 由

神戸市立図書館条例第 7 条の規定に基づき、図書館協議会委員を委嘱する必要があるため。

## 神戸市立図書館協議会 第5期委員一覧

(任期：平成28年9月12日～平成30年9月11日)

区分	フリガナ 氏名	会長	役職等	性別	備考
				年齢	
学校教育関係者	シノハラ アキ 篠原 亜紀		神戸市小学校教育研究会図書館部 部長 (舞多聞小学校校長)	女	1期目
	カワシマ マサカズ 河島 正和		神戸市中学校教育研究会図書館部 部長 (駒ヶ林中学校校長)	男	1期目
社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者	イチイ アキコ 一居 明子	○	「夕やけ文庫」所属	女	1期目
	モリタ ユウコ 森田 祐子		神戸市婦人団体協議会理事	女	2期目
	ツジモト マヤコ 辻本 真也子		神戸市PTA協議会 組織・運営専門委員長	女	1期目
市民代表	オオゾラ マキコ 大空 真希子		ネットモニターより選考	女	1期目
	コバヤシ カヨコ 小林 佳代子		ネットモニターより選考	女	1期目
学識経験者	タツタ ヨシヒロ 立田 慶裕		神戸学院大学人文学部教授	男	1期目
	ヤスハラ カズキ 安原 一樹	◎	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科准教授	男	4期目
	ユアサ トシヒコ 湯浅 俊彦		立命館大学文学部 日本文化情報学専攻教授	男	2期目

◎：会長 ○：副会長 役職等は任命時のもの

(女性割合：60%)

※ 改選の対象となる方を網掛けで示している。

## 神戸市立図書館協議会 第6期委員 (案)

(任期：平成30年9月12日～平成32年9月11日)

区分	フリガナ 氏名	役職等	性別	備考
			年齢	
学校教育関係者	ヤマサキ エツコ 山崎 悦子	神戸市小学校教育研究会図書館部 部長 (塩屋北小学校校長)	女	1期目
	カワシマ マサカズ 河島 正和	神戸市中学校教育研究会図書館部 部長 (駒ヶ林中学校校長)	男	2期目
社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者	イチイ アキコ 一居 明子	「夕やけ文庫」所属	女	2期目
	モリタ ユウコ 森田 祐子	神戸市婦人団体協議会理事	女	3期目
	サクラマ ヒロアキ 桜間 裕章	神戸新聞社常勤監査役	男	1期目
市民代表	ヤスフク エリ 安福 絵梨	ネットモニターより選考	女	1期目
	カッサイ ユウコ 葛西 裕子	ネットモニターより選考	女	1期目
学識経験者	サイトウ セイイチ 齊藤 誠一	神戸大学大学院 人間発達環境学研究科准教授	男	1期目
	タツタ ヨシヒロ 立田 慶裕	神戸学院大学人文学部教授	男	2期目
	ユアサ トシヒコ 湯浅 俊彦	立命館大学文学部 日本文化情報学専攻教授	男	3期目

(女性割合：50%)

※ 改選された方を網掛けで示している。

## 協議会委員について

### <学校教育関係者>

- ※山崎 悦子（やまさき えつこ） 神小研図書館部の部長、塩屋北小学校校長  
河島 正和（かわしま まさかず） 神中研図書館部の部長、駒ヶ林中学校校長

### <社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者>

一居明子（いちい あきこ） 「夕やけ文庫」所属

市内児童館等での活動を経て、六甲アイランドに「夕やけ文庫」を立ちあげる。RIC  
コミュニティーライブラリーの設立・運営に携わる。地域連携推進課主催の「読み聞かせ  
びと養成講座」講師。

森田祐子（もりた ゆうこ）

神戸市婦人団体協議会理事

※桜間 裕章（さくらま ひろあき）

神戸新聞社常勤監査役

### <市民代表>

- ※安福 絵梨（やすふく えり） 神戸市ネットモニター  
※葛西 裕子（かつさい ゆうこ） 神戸市ネットモニター

### <学識経験者>

※齊藤 誠一（さいとう せいいち） 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授

研究専門分野：発達心理学

日本心理学会理事

立田慶裕（たつた よしひろ） 神戸学院大学人文学部教授

研究専門分野：生涯学習論、教育社会学（生涯学習、社会教育、読書教育、学校図書館等）

日本教育社会学会、日本生涯教育学会、日本社会教育学会、日本学習社会学会、

日本特別活動学会所属

国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官（2000～2014年）

湯浅 俊彦（ゆあさ としひこ） 立命館大学文学部日本文化情報学専攻教授

研究専門分野：情報図書館学・人文社会情報学（出版流通、電子出版）

日本出版学会理事、日本図書館情報学会所属

※新委員

# 委 嘱 状

様

あなたを神戸市立図書館協議会委員に  
委嘱します

委嘱期間 平成 30 年 9 月 12 日から  
平成 32 年 9 月 11 日まで

平成 30 年 9 月 1 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 公印



## 図書館協議会関係規定

### ○ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### ○ 図書館法施行規則（昭和 25 年文部省令第 27 号） 抜粋

（図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第 12 条 法第 16 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### ○ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号） 抜粋

#### 第二 公立図書館

##### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

##### （二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

##### （五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

○ 神戸市立図書館条例（昭和 25 年 10 月条例第 206 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に神戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 協議会は、10 人以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○ 神戸市立図書館条例施行規則（平成 20 年 3 月教育委員会規則第 9 号）抜粋

（協議会の会長及び副会長）

第 23 条 条例第 7 条に規定する神戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第 24 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係職員の出席等）

第 25 条 会長は、会議において関係職員の説明及び資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。